

## 議案第 3 2 号

### 狭山市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 狭山市税条例（昭和 3 0 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 1 条の次に次の 1 条を加える。

（法第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項等の条例で定める割合）

第 6 1 条の 2 法第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

2 法第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

3 法第 3 4 9 条の 3 第 3 0 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成 3 0 年度」を「平成 3 3 年度」に改める。

附則第 1 0 条の 2 中第 1 3 項を第 1 4 項とし、第 1 2 項の次に次の 1 項を加える。

1 3 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 1 6 条第 3 項中「次項」を「以下この条（第 5 項を除く。）」に改め、同条に次の 3 項を加える。

5 法附則第 3 0 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 0 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 1 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 3 0 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 0 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 1 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 3 0 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、

当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第23条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第44項」に改める。

第2条 狭山市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2中第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第23条中「若しくは第44項」を「、第44項若しくは第45項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中狭山市税条例附則第5条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日

(2) 第2条の規定 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の狭山市税条例(以下「新条例」という。)附則第5条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

平成29年6月8日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

地方税法等の改正に伴い、固定資産税について、課税標準の特例を設け、及び軽自動車税について、グリーン化特例の適用期限を延長する等所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。